

## 公 告

### 大規模小売店舗立地法第8条第1項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により、令和3年6月4日付け公告に係る大規模小売店舗について次のとおり下関市から意見を聴きました。

当該意見は、令和3年10月22日から同年11月22日までの間、山口県商工労働部商政課及び下関市産業振興部産業振興課において公衆の縦覧に供します。

令和3年10月22日

山口県知事 村 岡 嗣 政

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名 称     ダイレックス幡生店  
所在地    下関市羽山町1322の1
- 2 意見の概要  
特に配慮を求める事項はない。